

異動届の記入例… ④普通徴収(個人納付)から特別徴収へ切替える場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収 特別徴収義務者控用

※ 太枠内のみ記入してください。

法人番号又は個人番号 1234567890123		特別徴収義務者番号 899999	
フリガナ オオダテシコウキョウ	名称 大館市工業(株)	所在地 〒017-0000 大館市字中城20	係 大館 一郎
給与支払者 大館市長様	特別徴収者 (義務者)	この届出書に 応答される方	TEL 0186-49-3111(内線521)
平成30年10月8日提出		大館市工業(株) 大館 一郎	

特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)に記載されている「特別徴収義務者指定番号」及び本人あてに通知済みの市民税・県税納税通知書の表紙に記載している「お問い合わせ番号」を宛名番号欄に記入してください。不明の場合は記入する必要はありません。本人あてに通知済みの市民税・県税納税通知書で、大館市で課税されていることを確認してください。領収証書の写しの添付は必要ありません。

フリガナ オオダテ タロウ	氏名 大館 太郎	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日 平成30年10月3日	異動事由 1.退職 2.転勤(職) 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.特別徴収に切替(その他)	異動後の課税 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 4.残額を全部徴収し納入する 5.残額を納税者本人が納付する	1月1日から退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
個人番号 987654321098	宛名番号 899990	円	円	円	平成30年10月3日	1.退職	1.特別徴収継続	円
フリガナ オオダテ タロウ	氏名 大館 太郎	特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日 平成30年10月3日	異動事由 1.退職 2.転勤(職) 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.特別徴収に切替(その他)	異動後の課税 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 4.残額を全部徴収し納入する 5.残額を納税者本人が納付する	1月1日から退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
給与の支払を受けなくなった後の住所 〒017-1111 大館市字〇〇	(旧姓) (S) H 46年6月17日生	円	円	円	平成30年10月3日	1.退職	1.特別徴収継続	円

法人番号及び個人番号を記入してください。

一括徴収をする場合は、下欄にも記入してください。

一括徴収の理由	異動者印	一括徴収した税額
1.異動が平成 年12月31日までで、申し出があったため (月 日申出)	<input type="checkbox"/>	円は
2.異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため	<input type="checkbox"/>	月分
一括徴収できない理由		月 日に
1.5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がないため、又は未徴収税額より少ないため		納入します
2.その他()		

※1月1日から4月30日までの間に退職したかたに未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

特別徴収に切替の場合は、下欄にも記入してください。

11 月分より (12 月 10 日納入予定) 特別徴収を希望します。

異動(就職、復職等)の年月日を記入してください。

退職の場合は、下欄にも記入してください。

退職手当等の支払(予定)額	円	退職区分	普通退職
退職手当等の支払(予定)日	平成 年 月 日		障害退職
就職年月日	昭・平 年 月 日	勤続年数	年

6.特別徴収に切替を○で囲んでください。

転勤(転職)の場合は、下欄にも記入してください。

法人番号又は個人番号	特別徴収義務者指定番号
フリガナ	
名称(氏名)	
所在地	
TEL	
上記新しい勤務先へ月割額	円を 月分から徴収するよう連絡済です。
担当者	係
氏名	

※特別徴収義務者指定番号と宛名番号を必ず記入して提出してください(番号が不明の場合は、本市発送の特別徴収税額の通知書を参照してください)。なお、平成29年1月1日以降に提出の異動届には、法人番号又は個人番号の記入が必要です。

※異動があった日の翌月10日まで、必ず提出してください。

※退職の日が1月1日以降のかたの未徴収税額について、本人からの申し出がない場合であっても一括徴収してください。また、6月から12月までに退職されたかたについても、本人からの同意を得たうえで一括徴収して下さるようご協力をお願いします。

徴収開始月を必ず記入してください。毎月10日までに異動届を提出した場合、同月末頃に税額通知書を発送いたします。大館市では納税通知書の発送前に前もって電話等で税額のお知らせはいたしませんので、税額通知書が届いてから特別徴収が間に合う開始月を指定してください。